

日 時 平成30年12月17日(月) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番	北山一衛	2番	三上廣大
3番	高橋美紀子	4番	今大介
5番	工藤禎子	6番	佐々木隆
7番	後藤秀憲	8番	工藤和行
9番	大久保朝泰	10番	大溝雅昭
11番	工藤和子	12番	福士幸雄
13番	工藤俊広	14番	村上啓二
15番	中田博文	16番	村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長	高 樋 憲	副 市 長	有 馬 喜代史
総 務 部 長	小 林 清一郎	企 画 財 政 部 長	阿 保 正 一
健康福祉部長兼 福祉事務所長	千 葉 毅	農 林 部 長 農業委員会事務局長併任	高 谷 倉 英
商工観光部長 商工課長事務取扱	真 土 亨	建 設 部 長	鳴 海 真 一
総 務 課 長 選挙管理委員会事務局長併任	鳴 海 淳 造	秘 書 課 長	鈴 木 正 人
企 画 課 長	中 田 憲 人	財 政 課 長	五 戸 真 也
国保年金課長	青 木 金 光	福 祉 総 務 課 長	成 田 浩 基
介護保険課長兼 地域包括支援センター所長	工 藤 春 行	観 光 課 長	佐々木 順 子
都市建築課長	樋 口 秀 仁	上 下 水 道 課 長	須 藤 勝 美
農業委員会会長	木 立 康 行	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	山 田 明 匡
監 査 委 員	今 田 貴 士	教 育 長	山 内 孝 行
教 育 部 長 兼 市民文化会館長	成 田 秀 範	学 校 教 育 課 長	藤 田 克 文
社会教育課長兼 青少年相談センター所長	八木橋 寿	黒石病院事務局長	村 上 靖

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成30年第4回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成30年12月17日(月) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第20号 自動車事故に係る和解について
- 第3 報告第21号 平成30年度黒石市一般会計補正予算(第3号)について
- 第4 議案第104号 黒石市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例制定について
- 第5 議案第105号 黒石市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第106号 黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第107号 黒石市立公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第108号 第6次黒石市総合計画基本構想の策定について
- 第9 議案第109号 黒石市黒森会館の指定管理者の指定について
- 第10 議案第110号 黒石市社会福祉センターの指定管理者の指定について
- 第11 議案第111号 黒石市立西部児童館の指定管理者の指定について
- 第12 議案第112号 黒石市立上十川児童館の指定管理者の指定について
- 第13 議案第113号 黒石市立東児童センターの指定管理者の指定について
- 第14 議案第114号 黒石市立北地区児童センターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第115号 黒石市児童デイサービスセンター「天使の森」の指定管理者の指定について
- 第16 議案第116号 黒石市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 第17 議案第117号 黒石市石名坂活性化施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第118号 黒石市大川原活性化施設の指定管理者の指定について
- 第19 議案第119号 黒石市沖揚平活性化施設の指定管理者の指定について
- 第20 議案第120号 黒石市花巻村づくりセンターの指定管理者の指定について
- 第21 議案第121号 黒石市袋生活改善センターの指定管理者の指定について
- 第22 議案第122号 黒石市小屋敷集落研修センターの指定管理者の指定について
- 第23 議案第123号 黒石市派村集落研修センターの指定管理者の指定について
- 第24 議案第124号 黒石市高賀野集落農業研修センターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第125号 津軽こみせ駅の指定管理者の指定について
- 第26 議案第126号 黒石市市民の森の指定管理者の指定について

- 第27 議案第127号 津軽伝承工芸館及び津軽こけし館の指定管理者の指定について
- 第28 議案第128号 黒石市虹の湖公園及び地域防災センター浅瀬石川ダム資料館の指定管理者の指定について
- 第29 議案第129号 黒石市ちとせ会館の指定管理者の指定について
- 第30 議案第130号 黒石市婦人会館の指定管理者の指定について
- 第31 議案第131号 訴えの提起について
- 第32 議案第132号 教育委員会委員の任命について
- 第33 議案第133号 平成30年度黒石市一般会計補正予算（第4号）
- 第34 議案第134号 平成30年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第35 議案第135号 平成30年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第36 議案第136号 平成30年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第37 議案第137号 平成30年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第38 議案第138号 平成30年度黒石市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第39 議案第139号 平成30年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）

市長提案理由説明

- 第40 議案第140号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第41 議案第141号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第42 議案第142号 黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第43 議案第143号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第44 議案第144号 平成30年度黒石市一般会計補正予算（第5号）
- 第45 議案第145号 平成30年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第46 議案第146号 平成30年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第47 議案第147号 平成30年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第48 議案第148号 平成30年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第49 議案第149号 平成30年度黒石市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第50 議案第150号 平成30年度黒石市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第51 議員提出議案第3号 西十和田トンネル（仮称）建設促進に関する意見書の提出について

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 三 上 亮 介
次 長 幾 田 良 一
次長補佐兼議事係長 宮 本 節 造
主 査 佐 藤 宏 亮

会議の顛末

午前10時00分 開 議

◎議長（北山一衛） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

◎議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番三上廣大議員、4番今大介議員を指名いたします。

◎議長（北山一衛） 日程第2 報告第20号 処分第15号 自動車事故に係る和解についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第20号 処分第15号 自動車事故に係る和解についてを終わります。

◎議長（北山一衛） 日程第3 報告第21号 処分第14号 平成30年度黒石市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。8番工藤和行議員。

◎8番（工藤和行） この件につきましては、六郷小学校の爆発事故に対する訴訟の件の専決だと思っております。そもそもこの爆発事故により死者1名、そして7名の重軽症者が出ておりますが、それぞれの方に対する市の対応としては、金額も含め、現在どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 被害者に対する対応についてお答え申し上げます。

まず、保険等の対応についてです。市教育委員会から提出されました記録によりますと、けがをされた臨時栄養士及び臨時給食員、この臨時給食員については死亡されております。それから、もう1名については負傷されておりますが、病院へのお見舞い、退院後の連絡、面接などを行ってきたと伺っております。それぞれの職場復帰に向け、最善の方法を話し合いながら現在に至っているようであります。

補償の面におきましては、労働者災害補償保険で対応しております。労働基準監督署と関係機関との連絡調整及び申請書類の作成などは、可能な限り学校教育課で行っていると伺っています。

また、けがされた児童4名、最終的には全部で6名になりましたが、その方々に対しては、カウンセラーによるケアを行い、日本スポーツ振興センターや全国町村会総合賠償補償保険等で対応していると伺っております。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 8番工藤和行議員。

◎8番（工藤和行） 金銭的な面も聞いたんですけども、答えられるんでしたら答えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 詳細な金額については、現在、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

◎議長（北山一衛） 14番村上啓二議員。

◎14番（村上啓二） 提訴をされてる被害者に対して、提訴をしている方と、提訴していない、全く市を信じて、補償なり慰謝料なり、市を信じて黙って過ごしている被害者もいます。提訴していない被害者に対しての考え方はどう考えているのか。お答えできる範囲内をお願いしたい。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 今回の専決処分に関連してですけれども、市を被告として訴えられ

ております。亡くなられました方の御遺族、重傷を負われた方からの提訴でございます。

議員が御指摘のとおり、けがされた方のうち訴えていない方もございます。この皆様に対する賠償については、現在、訴えの提起という別の議案で皆様の御判断を仰いでるものもございますが、いずれにいたしましても裁判所での判断を待ちたいと考えてございます。裁判所の口頭弁論等の手続の中で市の立場を明らかにしていって、繰り返しの答弁になりますが、この爆発事故の原因、全容、責任の所在などを明らかにしていきたいと。その結果、適切に市が対応すべきものと考えております。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 14番村上啓二議員。

◎14番（村上啓二） 行政側の答弁は、決して間違っていないと思います。しかしながら、事故に遭った被害者の方々の心情としては早く忘れたい。そういうところに心はあると思います。

よって、原因を究明するという事は決して間違っていないんだけど、それが長引くことによって、さらに補償などがおくれるということもまた、いかがなものか。こういうようなことは、早く市が決断してやるべきじゃないかという市民の声もありますので、それらについてベースにしてお聞きしているわけですから、今おっしゃったようなことだろうけれども、その辺を見解として別な角度で話ができるのであればお願いしたい。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） ただいま議員が御指摘のとおり、遺族、そして被害者の皆様は、いち早くこの事件の最終的な解決を求めているものと考えております。いたずらに時をかけるのではなく、市といたしましても最善の努力を重ねまして、この裁判の中で市の立場を明らかにして、先ほどの繰り返しになりますが、責任の所在を含め、全容の解明に努めてまいりたいと思います。

その結果、繰り返しになりますが、皆様に対する、市がどのように対応すべきかについても考えていくべきものと考えております。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第21号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第4 議案第104号 黒石市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第5 議案第105号 黒石市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第6 議案第106号 黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例
制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第7 議案第107号 黒石市立公民館条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第8 議案第108号 第6次黒石市総合計画基本構想の策定について
を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第9 議案第109号 黒石市黒森会館の指定管理者の指定についてを
議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第10 議案第110号 黒石市社会福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第11 議案第111号 黒石市立西部児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第12 議案第112号 黒石市立上十川児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第13 議案第113号 黒石市立東児童センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第14 議案第114号 黒石市立北地区児童センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第15 議案第115号 黒石市児童デイサービスセンター「天使の森」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第16 議案第116号 黒石市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第17 議案第117号 黒石市石名坂活性化施設の指定管理者の指定に

ついてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第18 議案第118号 黒石市大川原活性化施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第19 議案第119号 黒石市沖揚平活性化施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第20 議案第120号 黒石市花巻村づくりセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第21 議案第121号 黒石市袋生活改善センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第22 議案第122号 黒石市小屋敷集落研修センターの指定管理者の
指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第23 議案第123号 黒石市派村集落研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第24 議案第124号 黒石市高賀野集落農業研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第25 議案第125号 津軽こみせ駅の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。2番三上廣大議員。

◎2番(三上廣大) 津軽こみせ駅についてお伺いします。現在の津軽こみせ駅の経営状況について、詳しくわかっていればお知らせいただきたいと思います。

◎議長(北山一衛) 商工観光部長。

◎商工観光部長商工課長事務取扱(真土亨) 津軽こみせ駅は、にぎわいをもたらすため、自主事業としてイベントを積極的に展開してまいりましたが、なかなか収益に結びつけることができず、現指定管理期間の平成26年度から平成28年度までの3カ年は数百万円の赤字となってま

した。昨年度はイベントを縮小して物産販売に特化することで数十万円の赤字に縮減している状況となっております。以上です。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） わかりました。指定管理の年数も5年だったものを3年に短くして様子を見るということを担当課からもお聞きしておりますので、今後の経営をしっかりと私も見ていきたいと思っております。

それと、もう1点お伺いします。9月議会の決算委員会でも御質問させていただきましたけれども、現在、2階に秋田雨雀記念館等が入っております。階段やそこに至るまでのスペースなどが散らかっています。観光客や市内のお客さんを迎え入れるには、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかということで質問させていただきましたが、今回、指定管理の期間を更新するに当たって、担当課のほうで、この辺を津軽こみせ駅さんと話されているものなのか、解決していただけるものなのかも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（北山一衛） 商工観光部長。

◎商工観光部長商工課長事務取扱（真土亨） この件につきましては、来館者が気持ちよく利用できるように、指定管理者に整理整頓を指示いたしました。今回、大分片付いたんですが、まだ多少行き届いていない部分がありましたので、再度、日常の清掃も含めて指示したところでございます。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第26 議案第126号 黒石市市民の森の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第27 議案第127号 津軽伝承工芸館及び津軽こけし館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。総務部長。

◎総務部長(小林清一郎) 議案第127号 津軽伝承工芸館及び津軽こけし館の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

本案は、黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第4条第1項の規定に基づき、津軽伝承工芸館及び津軽こけし館の指定管理者を指定するため、提案するものでございます。

1 管理を行わせる施設

- (1) 名称 津軽伝承工芸館
所在 黒石市大字袋字富山65番地1
- (2) 名称 津軽こけし館
所在 黒石市大字袋字富山72番地1

2 指定管理者となる団体

名称 株式会社ツガルサイコー

3 指定の期間

2019（平成31）年4月1日から2024年3月31日まで

となっております。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。6番佐々木隆議員。

◎6番（佐々木隆） 今年度でこの指定管理が終わり、新たに公募による指定管理者の選定が行われ、先日の一般質問でも2社の応募があったということですが、株式会社ツガルサイコーが選定されたということです。

この指定管理者募集要項の中に、参考金額として、津軽伝承工芸館は5,290万円、津軽こけし館は570万円という金額が載っておりますが、2社の価格をお知らせください。

それと、これは選定委員会が設置されて選定されたと思えますけれども、選定委員のメンバーもお知らせください。

それと、選定委員会の中で、両者によるプレゼンテーションの時間があったと思うんですが、プレゼンテーションの時間は、双方どれくらいずつあったのか、以上、3点をお知らせください。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 今回、公募に応じた会社は2社ということで、議員が御指摘のとおりでございます。参考価格につきましても、議員が御指摘のとおりで間違いございません。

その参考価格に対して、事業計画書等の書類が提出されたわけではありますが、まず、株式会社ツガルサイコーの金額は、津軽伝承工芸館が5,290万円と参考価格と同じ金額です。津軽こけし館が570万円と、こちらも参考価格と同額となっております。

もう1社は、市外に本社を有する会社でございますが、そちらから提出された金額は、津軽伝承工芸館が4,734万1,000円、津軽こけし館が544万9,000円となっております。

ただ、これは補足でございますけれども、選考委員会のプレゼンテーションの質疑の中で、もう1社のほうから、一部費目の金額につきましても見直す旨の申し出があり、それを選定委員会も了承し、選定を進めたという件がありますので、申し添えたいと思います。

続きまして、選定委員会のメンバーについての御質問です。全部で委員は9名でございます。委員長が副市長、委員が総務部長、企画財政部長、健康福祉部長、農林部長、商工観光部

長、建設部長、教育部長、黒石病院事務局長の、以上、副市長と部長級の職員の全9名で構成いたしております。

続きまして、プレゼンテーションの時間でございますが、1社10分、質疑応答5分ということをお願いし、その時間内で実施されております。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 6番佐々木隆議員。

◎6番（佐々木隆） 今、価格が提示されましたけれども、株式会社ツガルサイコーは参考金額と同額、もう1社はかなり、600万円くらい安くなるのかな……、その中で何か経費が入っていないと言われましたが、先般の一般質問の中でも市長の答弁もありまして、経費の削減ということでも、なぜ、この安いほうを選定されなかったのか。

プレゼンテーションの時間も、もう1社のほうが大分長かったという話も聞いてました。それは私の聞き間違いかもしれませんが……。

今まで何回も議会の中でも話になってますけれども、参考価格と同じ、年々の見直しも何もされないまま、片一方が安い、これに対して認められない。何か私は納得いかないんですけども、その辺を納得できるように……。ただ、新しい会社は、新たなもので不安もあるかもしれませんが、株式会社ツガルサイコーさんは、9年もやってきて慣れていることは確かです。しかし、新しい会社のほうも、いろんな提案もしてプレゼンテーションに臨んだのかなと思っておりますが、その辺に期待をかけるとか、選定委員会の中でそういう話が出なかったのか。その辺を、納得できる答弁をできましたらよろしくお願いします。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） まず、提示された価格の評価でございますが、先ほども答弁いたしました。一部費目について算定となる方式がわからなかったというような発言がございました。質疑の中でございますけれども。提示価格にプラスアルファになるということについて、選定委員会の中で申し述べられていたと。それについて、選定する側と選定される側の両方で、価格については提示された金額プラスアルファだということをお互いに認識した上での審査になるということで御納得いただいて審査を行いました。

それから、指定管理の制度そのものでございますけども、一般質問でも答弁いたしました。費用的なもの、価格的なものについての評価ももちろん当然でございます。一方、指定管理のものについては、運用指針でも示しているんですけども、事業計画等に記載された実施計画に要する費用、実施の効果、事業計画に沿った管理を行う物的能力、人的の能力等を総合的に判断して、今回、2社からの提案をいただくプロポーザル方式での審査ということでやらせていただいております。

ですので、審査基準の中には、当然、価格が大きなウエイトを占めていることは事実でござ

います。一方、公の施設ですので、設置する側の条例に定めた目的、地元への貢献もろもろを総合的に判断した審査結果というふうに考えてございます。

今後も公募をするものについては、こういうような審査で進むものと思いますが、総合的な判断の中で決定されたということに御理解をいただきたいと思います。以上です。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 私も同じ内容のものを事前に担当課のほうに御通告申し上げて、今回質疑することになっておりました。

私が質問したい内容は佐々木隆議員が今質問したので、私は視点を変えまして1点と、もう1点が佐々木議員に続いての質問です。副市長を筆頭に部長級の皆様方で選定委員を構成されているという話でありましたが、点数をつけて合計得点でというのはちらっとお聞きしたんですけれども、具体的にどういうふうな評価のつけ方か、もう少し詳しくお聞かせいただきたい。

今、総務部長から、地域への貢献云々の話がありました。私は決して株式会社ツガルサイコ一さんがだめだと言ってるわけではありませんし、今まで一生懸命頑張ってやってこられてるということもわかっております。

ただその中であって、市民の皆様からさまざまな御意見、また御批判等も出てるということは、皆さんも御承知のとおりかと思えます。1社であれば仕方ありませんけれども、2社、しかももう1社は安い金額で出てるわけでありまして。ここはこことして、今までのこともそうですけれども、新たに更新となるわけですので、黒石市にとってどちらがよいものなのかを、選定委員会には議論していただかないといけないわけです。そういった部分を含めて、どういった選定方法をとられたのか、詳しくお知らせいただきたいと思えます。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 選定方法についての御質問でございます。まず、選定委員会の設置については佐々木議員のほうに御答弁申し上げましたが、審査基準について若干補足させていただきます。

指定管理者の指定に関する手続を定めた条例がございまして、その条例の中では大きく3つの審査基準が示されております。事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保するものである、事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるもの、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有するものに加えて、その他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項というように、条例で3つとその他の構成になってございます。

その審査基準につきましても、それぞれ1つずつ着目点が示されておまして、全部で19項目にそれぞれ重要性を勘案した配点がなされております。100点満点で各委員が採点し、その

合計点数の上位の者ということで、今回、議案として提出させていただいております。

その中で、例えば、施設の設置目的及び市の管理方針に合致するかとか、利用者の増加を図るための具体的手法が期待されるかどうか、サービスの向上を図るため具体的な手法、期待される効果がうたわれてるか、収入計画の内容の適格性、実現の可能性などということで、全部で19項目についてそれぞれの配点基準に従って9名の選定委員が審査して、その結果がもたらされたものと判断しております。

質疑応答の中で、各委員からさまざまな質問がなされたわけではありますが、いずれにいたしましても、先ほど私が答弁いたしました条例で設置の目的とされている部分についての質問、もう1社のほうについては新たな会社でございますので、運営に対する意気込み、具体的な施策なども問いただしております。株式会社ツガルサイコーさんについてはこれまでの実績を聞きながら、反省点などというところもお聞きして質疑を行いまして、審査に供しているというような状況になってございました。

今回は、2社のうち1社を議案として提出させていただきましたが、選定委員の中の採点結果、総合得点の高いものを提案させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） わかりました。もう1点は、今回、津軽伝承工芸館のほかにも、幾つも指定管理ということで議案に上がっておりますが、津軽伝承工芸館、津軽こみせ駅、松の湯交流館等もそうですけれども、指定管理の中でも特殊なもので、黒石市にとっては貴重な観光資源の一つでもあります。

私たちが審議するに当たって、確かに提案理由として条例を書いてありますけれども、できるならばこれから、このほかにどうして津軽伝承工芸館の指定管理について株式会社ツガルサイコーさんが選ばれたのか、何社の応募があったのかを含めて詳しく私たちにお知らせいただかないと、ただこれをぽんと出されて承認しろと言われても、その材料がないわけでありまして、市民の方から、何で2社あったうち株式会社ツガルサイコーなのかと聞かれたとき、私たちは市民にこういうことでこうなったんだよと答える義務があるわけです。

これからは指定管理の部分をよりわかりやすく、これに載せられないのであれば、別紙の資料でも結構ですし、その辺を御検討いただけないかなと思いますけれども、それについてはいかがでしょう。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 議員が御指摘のとおり、情報については、今後も丁寧に御説明させていただきたいと思っております。その中で、御指摘いただいた別紙資料とか説明会の開催など、今

後できるものを、どういうものがあるかということについては、今後、研究させていただきま
すので御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 株式会社ツガルサイコーさんの評価の問題なんですけれども、テナント料
に大きく差が出ております。書類としても残るんでしょうから担当課でも知っているとは思
いますが、先般は、規模にもあるけど入店契約が1万5,000円という破格の安さなんです。そ
れらはなぜか、つかんでますでしょうか。

◎議長（北山一衛） 商工観光部長。

◎商工観光部長商工課長事務取扱（真土亨） テナントの入居費につきましては条例で上限が定
められていますが、指定管理者のほうでそれを上限に定めていくことができることになってい
ます。

工房につきましては、A、B、C、いろいろなタイプがあるんですが、その面積によって最
初の設定の金額が違いますけども、軽減率について、指定管理者でも考えながらやっています。

これが可決されますと、来年度から指定管理者が株式会社ツガルサイコーさんになるんです
が、我々も新年度に向けて、金額の設定の仕方を工房の方々も一緒に含めて協議していきたい
と考えております。以上です。

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 実態を余り把握していないようなんですけれども、売り上げが落ちている
わけですから、株式会社ツガルサイコーさんでも、何とかテナントを埋めたいという気持ちの
あらわれで値段も下げているのかしらとも思うんですが、最初に入っている人たちから見れば、
そのことを知っている、覚えているとすれば、不公平感の中でまとまりがつかないという状況
を生み出しています。

したがって、将来的には不団結でマイナスの要素、撤退するだとかということも有り得るか
もしれないということを見れば、株式会社ツガルサイコーさんそのものが、透明性のない団体
になってきているのではないかなというふうに思うんですけれども、どのように感じてますで
しょうか。

◎議長（北山一衛） 商工観光部長。

◎商工観光部長商工課長事務取扱（真土亨） 前回の質問の中にもありましたが、一緒の話し合
いの場がなかなかないと。ですから、前回の答弁でもお答えしましたが、市、指定管理者、工
房の方の協議の場をきちんと設けて、皆さんの意見を聞いて、公平性のある運営をしてまいり
たいと考えております。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） やはり市民に誇れる施設として、観光客ももっと訪れるというような先を見たビジョンを、市と一緒にやってつくれるような団体でなければなりません。この間は、それが非常に薄かったわけですね。そして、これからは改善点も議会でも取り上げておりますからあるんですけども、そういうことから見ると引っかかる。

それから、これまでの経験というふうを選定の仕方を言ってますけれども、今はこれまでの経験というだけでなく、政府は新しい企業でも現状を変える、チャレンジするという形で方向性を出しておりますので、そういう点では、行政もきちんと考えて対処すべきだということでは、株式会社ツガルサイコー、行政の対応の仕方にも納得いかないものがありますので、反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 14番村上啓二議員。

◎14番（村上啓二） さまざまな視点で反対をしているようですが、自分としては、提出した書類が不備であるということが説明を聞けば感じられますので、いろいろなことを言っても、書類が不備だということは承認できかねるので、この案については賛成します。

◎議長（北山一衛） 15番中田博文議員。

◎15番（中田博文） 津軽伝承工芸館の経営・運営に関しては、私の一般質問においても、これからは、テナントの方々と話し合いを常にしながら盛り上がりをつけていくという努力と、若干の物足りなさは感じますけれども、この後鋭意努力していくものと考え、それと選定委員会の審査にあっても、今の説明からして良とするものであります。よって、本案には賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 10番大溝雅昭議員。

◎10番（大溝雅昭） 指定管理者制度というのは、問題がないわけではない制度であると考えていますけれども、管理する内容も、例えば建物の管理だけすればいい場合、販売、利益を生むことをやる場合、そしてイベントなど活性化に直接かかわる部分、いろんな部分で指定管理という方法を使っております。お金の問題は大切ですけども、そのほかに職員の能力、経験、地域の貢献度、地域雇用、最後には税金がどこに行くのか、そこまでも含めて総合的に考えていかなければならないという部分はあると思います。

その中で、指定管理者制度は、最初3年から5年ということで、指定管理のほうの安定性も図っていかなければならない。そういった意味で、ある程度の長い目で見ると必要かと思っています。

至らない部分も若干あると聞いておりますけども、総合的に見て判断したということと、これからのますますの地域貢献への発展に期待して、この案には賛成したいと思います。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第28 議案第128号 黒石市虹の湖公園及び地域防災センター浅瀬石川ダム資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第29 議案第129号 黒石市ちとせ会館の指定管理者の指定について
を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第30 議案第130号 黒石市婦人会館の指定管理者の指定についてを
議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第31 議案第131号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。総務部長。

◎総務部長(小林清一郎) 議案第131号につきましては、訴えの提起でございます。平成27年9月18日午後3時ころに発生いたしました黒石市立六郷小学校爆発事故により、本市に損害が発生したことから、別紙のとおり損害賠償請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1 事件名

損害賠償請求事件

2 訴えの相手方

東京都港区芝公園一丁目2番9号

エヌエス環境株式会社

3 訴えの趣旨

(1) 相手方に対し、損害賠償金として金1億9,555万6,707円及びこれに対する平成27年9月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴えの理由

市は、平成30年9月13日に相手方に対し請求書を送付したが、支払期限の同年10月15日までに応じなかったことを受けて、訴えを提起するものである。

5 事件に関する取扱い

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を進行する。

6 管轄裁判所

青森地方裁判所弘前支部

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。14番村上啓二議員。

◎14番（村上啓二） これを直接お聞きする前に、前段として行政当局に聞きたいんですけども、不起訴ということを受けて、検察審査会ですか、そこら辺に再度行政は持っていけなかったのかなど。そのままストレートに不起訴不当ということで、私はそう思ったんですが、何かしっくりいかない。不起訴をそのまま受けるということに。行政側の対応は、果たして正しかったのかなどということは今でも考えています。

ですから、検察審査会に再度お願いして、民間の意見も入りながら裁定くださる、そういう手法をなぜ得なかったのかということ、非常に今でも強く持っていますので、そこら辺、どうですか。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 本議案につきましては、当市が、もう一方の関係人であるエヌエス環境株式会社を訴えるという内容でございます。一方、先ほど専決処分のところでも御説明申し上げましたが、市が訴えられた、亡くなられた方の御家族、重傷を負われた方から市を被告として訴えている案件もございます。

新聞報道等によりますと、これまで警察が捜査してきて書類送検したエヌエス環境株式会社の従業員の方が、不起訴処分ということになりました。となれば、全容の解明の手段が、この裁判によってのみ行われるものと期待をしているところであります。

一方、遺族の方、被害者の方々に賠償請求を起こされたわけではありますが、心情としてはお金だけではなく、その原因、責任の所在、繰り返しになりますが、その全容の解明というのが必要なものではないかというふうに考えてございます。裁判をもって全容の解明をしたいという言葉に偽りはございません。

また、裁判を行ってそれを延ばしているのではないかという御批判も確かに承ってはおりますが、そういうことではなく、全容を解明し、それにふさわしい市の対応を今後行うための手続の一つというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 14番村上啓二議員。

◎14番（村上啓二） 何か答えていないような感じ。私は、今の議案に賛成しないと言ってるんじゃないんですよ。賛成しなきゃだめなんです。しかしながら、前段として、何か行政側が不起訴になって、はいそうですか、だから原因究明に力を注ぎますよと。不起訴ということを受けて、何で不起訴なのと、相手が着火したから、マニュアルを守らなかったからそういうような爆発が起きたんじゃないのというようなことの払拭を検察審査会に申し込みすれば、民間の11人の審査官で答えが出るんですよ。何でそういうことをやらなかったのかなと、ちょっと不思議でなりません。もう1回。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） まず、検察審査会への提訴でございますが、市が訴えられた裁判に関しての弁護人の御意見からいくと、直接の被害者である死亡された方の御家族、重傷を負われた方々が行うものであるという説明をいただいております。

また、一方の裁判が進行してございます。そちらのほうで審議いただける手続といたしまして、訴訟告知というものがあるそうでして、市が訴えられてる一方の関係人であるエヌエス環境株式会社もこの事案の関係人であるということを、当市の弁護人を通じて裁判所に申し立てを行っております。

したがって、エヌエス環境株式会社、黒石市、被害者の皆様という形で、今後、裁判が行われていくことを期待しております。当市が直接検察審査会に提訴しなかった理由はそういうこととございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 駆除業者が不起訴処分になりました。理由そのものは新聞報道でしかわかりませんが、要するに、起訴するに足る証拠が集まらなかったとい検察の説明ですよ。それ以上に何かつかんでいるものがあれば、お知らせ願いたいと思います。

それから、エヌエス環境株式会社と本気で戦うとなれば、御遺族とか重傷を負った栄養士さんが提訴した分も合わせて7,160万円もエヌエス環境株式会社にかぶせてもよかったのではないかと考えるけれども、そうしていないわけですよ。ということは、市の過失も認めているに等しいというふうにも考えるので、やっぱり和解の方向でやるつもりなのかと思うんですけども、その点、どのように考えますでしょうか。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 不起訴処分といたしました検察の見解については、当市の見解を示すことは差し控えたいと思います。

それから、本気で戦う、戦わないということの御質問がございました。これについては繰り返し繰り返し繰り返しの答弁になりますが、全容を明らかにしていきたいという本意でございます。

それから、和解とかという話になりますが、当然、今後の裁判のゆくえによっては、いろんな選択肢が出てくるものと考えております。

繰り返しの答弁になりますが、裁判のゆくえに従いまして、当市で適切な対応を考えていかなければいけないという認識でいることで御理解いただきたいと思っております。以上です。

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 駆除作業員が安全の確認を怠ったという点で、過失はゼロではない。しかし、エヌエス環境株式会社から見れば、ガス漏れしている状況に作業員を送り込んだということになるわけです。そして、作業員みずからも、やけどやけがを負った。むしろ、作業員は被害者だとエヌエス環境株式会社が訴えてきてもおかしくない状況にもあるのではないかと思います。その点、どう思うかということと、教育委員会や市の責任ということでは、学校の床下に警報装置はなかった、そして、ガス漏れは発見できなかったということが大きいし、なぜ職員や生徒がまだいる時間帯に作業を行ったのか。そういう意味では学校の管理責任、市の責任の比重は重いというふうにも考えますが、その点、どう思うか。

それから、エヌエス環境株式会社の裁判の決着が長引けば、御遺族等に補償するのがさらに待たされるということでは、弁護士さん等も含めて、どのような対応を考えているのかお聞きします。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） ただいま議員のほうから、エヌエス環境株式会社の立場に立てばという御発言がございました。もちろんそれについては、当然市側の立場、エヌエス環境株式会社側の立場、それから3年前に被害を受けて亡くなられた方の御遺族の立場、重傷を負われた方々の立場、それぞれだと思っております。そういう立場の違いを全て含めて、司法の判断にゆだねていくという必要があるのではないかと考えております。

それから、裁判が長引いて御遺族に対して負担をかけることになるのではないかと御指摘でございますが、期間によっては当然そういうことも有り得ると思っておりますが、当市といたしましては、できるだけその裁判の進行に御協力し、一刻も早い判断を仰ぎたいという立場に変わりないということについて、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） エヌエス環境株式会社を訴えるのはどうかという意見も市民にはあります。そして、遺族たちの思いに心を寄せた、解決する姿勢というような声が出ております。現時点で、市が司法の場で決着をつけてもらわないと整理がつかないという考えのようであります。それが先に進まないとするならば、これまでの質疑や意見を付しながら、この件についてはや

むなしとして賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第32 議案第132号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第132号は、教育委員会委員の任命についてであります。黒石市教育委員会員として次のものを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市東町57番地6

氏 名 後 藤 耕 谷

生年月日 昭和29年10月21日

任 期 2018（平成30）年12月24日から2022年12月23日

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

教育委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第33 議案第133号 平成30年度黒石市一般会計補正予算（第4号）

を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。2番三上廣大議員。

◎2番(三上廣大) 93ページ、2款1項3目13節、旧大黒デパートアスベスト、PCB等調査業務委託料について、詳細がわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

96ページ、7款1項2目15節、津軽伝承工芸館施設改修工事費の工事の中身についてお知らせください。

98ページ、10款2項1目15節、各小学校エアコン設置工事費と学校補修等工事費の詳細についてお伺いいたします。

99ページ、10款3項1目15節、各中学校エアコン設置工事費の詳細について、4点についてお伺いいたします。

◎議長(北山一衛) 総務部長。

◎総務部長(小林清一郎) 御質問の2款総務費、旧大黒デパートアスベスト、PCB等調査業務委託料145万3,000円についてお答えします。

黒石市中心市街地活性化基本計画に係る旧大黒デパート跡地の利活用の際に、旧大黒デパート解体費の積算のために、鉄骨耐火被覆材、外壁吹付材などのアスベスト等の有無、含有率、蛍光灯の安定器などにPCBが含まれている場合があることから、これらの調査に必要となるということで、2款1項1目一般管理費におきまして、委託料145万3,000円を補正しようとするものでございます。以上でございます。

◎議長(北山一衛) 商工観光部長。

◎商工観光部長商工課長事務取扱(真土亨) 私からは、津軽伝承工芸館施設改修工事費の内容について御説明いたします。多目的ホール裏にありますボイラー室の中に煤煙濃度計というものがあります。この機械は、大気汚染防止法等に基づき設置しているものですが、不具合を生じて機能していないということで、今回、修繕のために工事費を計上したものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 教育部長。

◎教育部長兼市民文化会館長（成田秀範） 私からは、教育費の工事費についてお答えをいたします。

まず、小学校でありますけれども、工事につきましては、東英小学校の浄化槽の水中型ブローの取りかえ工事とエアコンの設置であります。エアコンの設置につきましては、東英小学校、黒石東小学校、六郷小学校の保健室です。これと合わせて中学校も、黒石中学校、中郷中学校の保健室、また、黒石中学校のコンピュータールームのエアコンを見込んでおります。

ただ、議員も御存じだと思いますが、国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を見込んだもので予算を計上したものでありますけれども、先般、この予算を出した後なんですが、国から、今回、黒石市については採択されなかったという内示がありました。

これに伴って、今後どうしていくのかということもありますけれども、できる限り今の見る予算の中で小学校と中学校のエアコンについては、機器を見直しするとか、その辺を十分これから精査して、できるだけ取りつけする方向で今のところ考えています。以上です。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 小学校・中学校のエアコン設置の件についてはわかりました。私は黒石中学校出身ですけれども、当時、暑い暑いという思いはありました。それでも特に熱中症になる生徒もいなかったわけですけども、今は環境が変わってきて、毎年夏は倒れる生徒がいたりすると聞いてます。

このエアコン設置については、今、部長がおっしゃいましたが、国からの補助が認められなかったということでもありますけれども、私としても、市単独でも早期に進めていただきたいと要望したいと思います。

最後に1点、旧大黒デパートアスベスト、PCB等調査業務委託料であります。旧大黒デパートを、私もたまに外側からのぞいたりするんですけども、本当にひどい状態になっております。地下に水もたまってるんじゃないかという話も聞いたこともありますし、中がどういう状態になっているのか想像もつかないよう感じです。これによって、私たちが思っているより、解体工事費がかかるんじゃないかと危惧するわけでもありますけれども、今後の旧大黒デパートの解体について、どのようにお考えになっているのかお知らせいただきたいと思います。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 解体につきましては、一般質問でも若干触れさせていただきました。PCB、アスベストなどの含有量、処理費用等を積算するための調査でございます。それをもって解体費用を積算してまいりたいと思っております。

その後、中心市街地活性化基本計画の構想に沿った形で事業を進めることができるよう、事

務方として精いっぱい努力をしていきたいと思っております。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第34 議案第134号 平成30年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第35 議案第135号 平成30年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第36 議案第136号 平成30年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第37 議案第137号 平成30年度黒石市農業集落排水事業特別会計補
正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第38 議案第138号 平成30年度黒石市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第39 議案第139号 平成30年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。2番三上廣大議員。

◎2番(三上廣大) 先日の一般質問で工藤俊広議員が質問された中に、死亡時の手続についての質問がありました。下水道に関連した話なんですけど、御主人が亡くなられて奥様が死亡時の手続に来られたとき、そこで水道の手続も行ってくださいということで上下水道課に手続に行ったそうです。その家庭では上水道と下水道を使っており、それに井戸も併用しております。

井戸を併用している場合、家族の人数によって認定水量として下水道の水量を決めているということなんですけど、その御家庭では、亡くなられた御主人、奥様、お子様2人の4人分の認定水量でこれまで請求が来てたわけです。

ところが、御主人が亡くなって死亡時の手続をした際、1人減になりますと。これは、請求されている料金も変わるわけでありましてけれども、そのときはお子さんたち2人も黒石市内から出てるという状況でありました。ということは、4人分で請求されていたものが、本来であれば2人分で請求が来てなければいけなかったということで、私のほうに、市に対してのクレームも含めて相談がありました。

確かに死亡の手続した際、人数が変更になります、水量が変わりますというのはわかります。これは、亡くなって初めてわかる問題であって、それ以前の、お子様が2人、大学進学と就職によってなくなった、それは手続するかどうかという通知も来ないし、そのことも全然わからなかったということでもあります。

なので、定期的に認定水量の人数の変更はありませんかと、行政側から案内を出してるものなのか。私は、そういったものは一切来てないと聞いておりますけども、そのあたりについてはどうなっているのか、お知らせいただきたいと思います。

◎議長(北山一衛) 建設部長。

◎建設部長(鳴海真一) 下水道の認定水量のことになりますけれども、井戸水使用については、当初の届け出があった時点で、使用する人数が変更になった場合、届け出が必要である旨のお話をしており、後日、文書でもお知らせはしております。

また、市ホームページでも変更があれば届け出が必要である旨を掲載しているほか、亡くなられた方の世帯で使用人数があったと思われる場合は、直接文書にて変更のお願いをしているところです。

上下水道の手続に関しては、届け出が基本ということではありますけど、議員がおっしゃったように十分周知されていないということもありますので、周知方法について、今後、研究して

まいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 機能分散して、境松庁舎に上下水道課があるわけですが、まだ市民の中にはそれすらもわかっていないという方もいらっしゃるのが実状であります。そういった中で、この認定水量についてはまだまだ周知が足りてないのかなと思っておりました。

先ほど申し上げましたとおり、亡くなった御主人はこういったことをわかっていたんですけども、例えば奥様が残された場合、余りわかっていないという方も実際多くいらっしゃいます。私のところにも、現に同じ内容で3件ほど相談が来ていますので、これからもさらに徹底して周知をしていただいて、できるだけこういうことがないように、無駄に下水道料金を払ってしまったという事実があるわけでありますので、何とか対策を講じていただけたらと思います。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第40 議案第140号から、日程第50 議案第150号まで、合わせて11件を一括上程いたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（高樋憲） それでは、追加いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第140号「黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第141号「黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第142号「黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。黒石病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第143号「黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。青森県人事委員会の勧告に準じ、一般職職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第144号「平成30年度黒石市一般会計補正予算（第5号）」であります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、歳出各款の人件費を調整しようとするものであります。

議案第145号の「平成30年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第146号「平成30年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、議案第147号「平成30年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第148号「平成30年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」、議案第149号「平成30年度黒石市水道事業会計補正予算（第3号）」、議案第150号「平成30年度黒石市下水道事業会計補正予算（第3号）」の6件も、人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、人件費について所要額を補正しようとするものでございます。

以上、議案の内容を簡単に申し上げましたが、当初提案の議案とあわせて、原案通り御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

降 壇

◎議長（北山一衛） 日程第40 議案第140号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第41 議案第141号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第42 議案第142号 黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第43 議案第143号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第44 議案第144号 平成30年度黒石市一般会計補正予算（第5号）

を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第45 議案第145号 平成30年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第46 議案第146号 平成30年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第47 議案第147号 平成30年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第48 議案第148号 平成30年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第49 議案第149号 平成30年度黒石市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第50 議案第150号 平成30年度黒石市下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第51 議員提出議案第3号 西十和田トンネル(仮称)建設促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番中田博文議員。

登壇

◎15番(中田博文) 提案理由を述べさせていただきます。

議員提出議案第3号 西十和田トンネル(仮称)建設促進に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

国際的観光地である十和田湖から津軽一円、さらには岩手県八幡平圏域への観光ルートの充実において不可欠である西十和田トンネルの建設については、平成元年度に新規要望され、当市議会においても、平成4年度に設立された国道454号整備促進期成同盟の会員として、20年余りに及ぶ要望活動を行っております。しかし、平成7年度から青森県単独による地質調査、環境調査等が実施されているものの、着工のめどはつかず、依然として進んでおりません。

西十和田トンネルの建設は、豪雪により4カ月余りの冬季閉鎖を余儀なくされている山岳道路区間の解消、東北縦貫自動車道弘前線と八戸線への連絡が容易となるほか、北海道新幹線開業効果により、十和田八幡平圏域における観光振興と経済波及効果が大きく期待され、その重要性はますます高まっております。よって、地域経済の発展と広域観光の振興のため、西十和田トンネルの早期建設について、青森・秋田両県に対し意見書を提出するものであります。

昨年は青森・秋田両県の関係する9市町村議会の議長により、西十和田トンネル建設促進市町村議長同盟会が設立され、早期実現に向け、意を決したところであります。

議員各位には提案理由の趣旨を御理解いただき、御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

降壇

◎議長(北山一衛) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 期成同盟会等をつくった平成4年の西十和田トンネル建設を要望したときより、今は国も県も財源が厳しいという状況に変わってきています。できれば便利になるかもしれないけれど、費用対効果を考えて、国も県も財政がかかるので、大体400億円から500億円と言われているんですけども、そういう点で県も足踏みをしているという状況もあると思います。

もう一つは、ことしをあらわす漢字が「災」とあるように、ことしはいろんな自然災害が起こりました。その処理にも時間がかかり、お金もかかり、なおも被災者、関係者を苦しめているという、いろんな建設のもののおくれがあるわけです。そういう中ですから、今はそんな環境にはないと考えることから、反対するものであります。

◎議長(北山一衛) 14番村上啓二議員。

◎14番(村上啓二) 財源とか費用対効果とか、国がそういう状況にないという状況下での反対討論のようですが、開発政策というのは全てのものを考えなきゃいけないけれども、費用対効果だけの議論でそれをとめていいとは限らない。観光振興というのは相対的に地域経済を潤すわけですから、そういうものには積極的に党を超えてこれに賛同いただくものと私は理解するので、中田会長の意見に賛同するものであります。

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登壇

◎市長(高樋憲) 平成30年第4回黒石市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。このたびの議会におきましては、平成30年度黒石市一般会計補正予算や条例案件など、追加議案を含めまして49議案につきまして、慎重な御審議の上、原案どおり御議決いた

だき、まことにありがとうございました。

さて、先月までは冬の到来が遅く、暖冬になるのではないかと期待いたしておりましたけれども、12月に入ると一気に本格的な冬が到来し、今後の降雪量が気にかかる季節となりました。市では安心して市民生活がおくれるよう道路の除雪体制を整えるとともに、高齢者世帯等除雪サービス事業を実施しているところではありますが、厳しい冬を乗り越えるために、地域においてはお互いが支え合うことが大切であると考えております。先ほど工藤禎子議員が今年の漢字は災害の「災」であったというふうに話がありましたけれども、私自身は今年の漢字を考えますと、始動の「始」、始まりを私自身は思っております。と申しますのも、長年まいてきた種、ムツニシキ等々が一つずつ目を出しつつあります。この始動の勢いをさらに高めて、これからも「誇れる故郷くろいし」を目指して、将来を見据えた市政運営に努めてまいりますので、市民及び議員の皆様方のより一層の御理解・御協力をお願い申し上げます。

ことしも残すところ2週間余りとなりました。議員各位におかれましては健康に御留意なされまして、新しい年がよい年となりますことを心から祈念いたしまして御挨拶いたします。

降壇

◎議長（北山一衛） これにて、平成30年第4回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月17日

黒石市議会議長 北山一衛

黒石市議会議員 三上廣大

黒石市議会議員 今大介